



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 5 3 3 1 1 3 8 号
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 6 類 建築用又は構築用の金属製専用材料, 金属製建具, 金属製建造物組立てセット, 金属製包装用容器 (「金属製栓・金属製ふた」を除く。), 金網, 金属製立て看板, 金属製彫刻

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

兵庫県神戸市中央区相生町 4 丁目 5 番 5 号

株式会社奥谷金網製作所

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願 2 0 0 9 - 0 9 4 1 8 6

出願年月日 (FILING DATE)

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 (December 14, 2009)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 2 年 6 月 1 8 日 (June 18, 2010)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

細野 哲弘

